

令和元年度 介護予防・日常生活支援 総合事業について

白山市健康福祉部長寿介護課

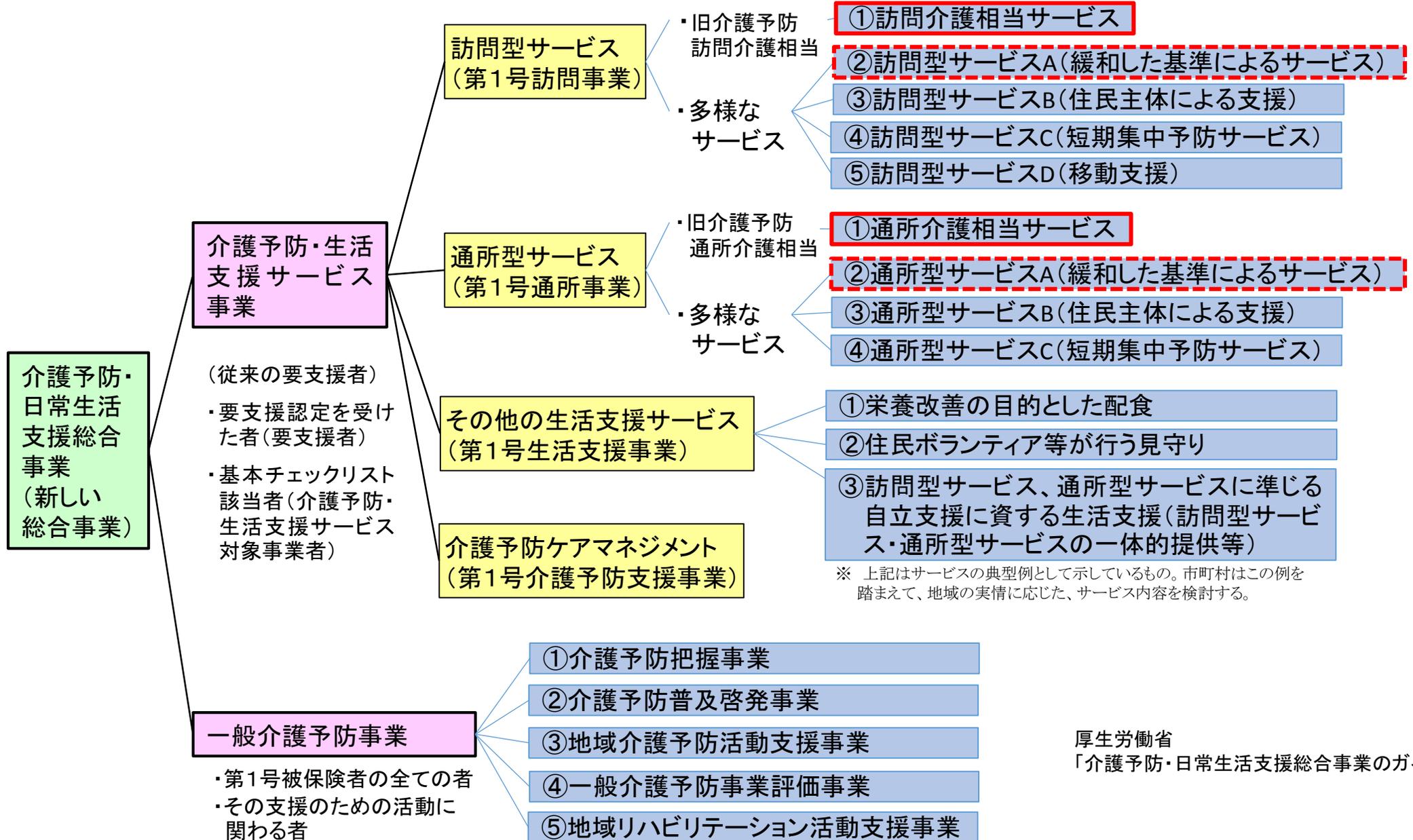
※訪問型・通所型サービス事業所連絡会(令和元年8月23日開催)、ケアマネジャー及び
地域包括支援センター職員研修会(令和元年9月3日開催)資料P13追記修正(赤字)

1. サービス内容について

介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨

市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



厚生労働省
「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」

訪問型サービス

	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
内容	旧介護予防訪問介護に相当するサービス (身体介護、生活援助)	掃除、調理、買い物、洗濯等の生活援助のみ
対象者	要支援1・2、事業対象者で以下に該当する方 ・入浴介助等の身体介護が必要な方 ・認知症等の症状がある方 ・医療依存度の高い方	要支援1・2、事業対象者で、左記以外の方
対象者の判断	利用者の状態像や希望等を踏まえ、適切なアセスメント、自立支援を基本とした介護予防ケアマネジメントの過程で、サービス担当者会議等で専門的意見を聴取し、判断する。	
実施方法	事業所指定	
利用者負担	1割から3割負担(給付制限の方は3割から4割負担)	
支払等	国保連経由で審査・支払 ・訪問介護相当サービス(独自)及び訪問型サービスA(独自)→A2 ・訪問介護相当サービス(独自・定率)及び訪問型サービスA(独自・定率)→A3(※給付制限※)	

訪問型サービス

	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
人員	<p>・管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<p>・管理者 専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>
	<p>・訪問介護員等 常勤換算 2.5以上 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</p>	<p>・従事者 必要数 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は<u>一定</u>の研修受講者</p>
	<p>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤職員も可能) ※但し、一定の要件を満たせば利用者50人に1人以上 ※支障がない場合、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事可能 【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、看護師、准看護師、保健師</p>	<p>・訪問事業責任者 <u>常勤専従1人以上</u> ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、看護師、准看護師、保健師又は<u>一定</u>の研修受講者</p>

訪問型サービス

	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>個別サービス計画の作成</u> ・運営規程等の説明・同意 ・<u>提供拒否の禁止</u> ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (旧介護予防訪問介護の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>必要に応じ、個別サービス計画の作成</u> ※作成しない場合は、サービス内容及びスケジュールに関する書類(本人の同意欄の設定は任意)を交付。 ※加算を算定する場合は、個別サービス計画の作成が必要。 ・運営規程等の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

訪問型サービス(令和元年10月以降の単価等)

	訪問介護相当サービス(独自)A2		訪問型サービスA(独自)A2	
単価	(月額報酬) ・訪問型独自サービスⅠ ※週1回程度 ・訪問型独自サービスⅡ ※週2回程度 ・訪問型独自サービスⅢ ※Ⅱを超える回数 ※要支援1は対象外	1,172単位/月 2,342単位/月 3,715単位/月	(月額報酬) ・訪問型サービスAⅠ ※週1回程度 ・訪問型サービスAⅡ ※週2回程度 ・訪問型サービスAⅢ ※AⅡを超える回数 ※要支援1は対象外	938単位/月 1,874単位/月 2,972単位/月
主な 加算 減算	・初回加算 ・生活機能向上連携加算Ⅰ ・生活機能向上連携加算Ⅱ ・介護職員処遇改善加算 ・介護職員等特定処遇改善加算 ・同一建物減算	200単位/月 100単位/月 200単位/月 単位数×一定割合 単位数×一定割合 ×90%	・初回加算 ・生活機能向上連携加算Ⅰ ・生活機能向上連携加算Ⅱ ・介護職員処遇改善加算 ・介護職員等特定処遇改善加算 ・同一建物減算	200単位/月 — — 単位数×一定割合 単位数×一定割合 ×90%
1単位 あたり	その他地域(1単位=10円)		その他地域(1単位=10円)	

通所型サービス

	通所介護相当サービス	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
内容	旧介護予防通所介護に相当するサービス (運動、生活機能向上のための機能訓練等)	運動、レクリエーション等のサービス (食事、歩行、入浴等は見守りのみ)
対象者	要支援1・2、事業対象者で以下に該当する方 ・入浴介助等の身体介護が必要な方 ・認知症等の症状がある方 ・医療依存度の高い方	要支援1・2、事業対象者で、左記以外の方
対象者の判断	利用者の状態像や希望等を踏まえ、適切なアセスメント、自立支援を基本とした介護予防ケアマネジメントの過程で、サービス担当者会議等で専門的意見を聴取し、判断する。	
実施方法	事業所指定	
利用者負担	1割から3割負担(給付制限の方は3割から4割負担)	
支払等	国保連経由で審査・支払 ・通所介護相当サービス(独自)及び通所型サービスA(独自)→A6 ・通所介護相当サービス(独自・定率)及び通所型サービスA(独自・定率)→A7(※給付制限※)	

通所型サービス

	通所介護相当サービス	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員 専従1以上 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員 専従1以上 ※定員10人以下の場合には置かないことができる	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員 利用者15人まで専従1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 (生活相談員・介護職員のうち1以上は常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 利用者15人まで専従1以上、15人を超える場合は、利用者1人につき専従0.1以上
<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 1以上 	—	※加算の算定に必要な有資格者(機能訓練指導員等)の配置は必要

通所型サービス

	通所介護相当サービス	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ※旧介護予防通所介護と同様、要支援者(事業対象者含む)と要介護者を合わせた数で基準を満たす ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ※通所介護相当サービス等と一体的に実施する場合は、全利用定員の合計を基準とする。 ・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (旧介護予防通所介護の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ※作成しない場合は、サービス内容及びスケジュールに関する書類(本人の同意欄の設定は任意)を交付。 ※加算を算定する場合は、個別サービス計画の作成が必要。 ・運営規程等の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

通所型サービス(令和元年10月以降の単価等)

	通所介護相当サービス(独自)A6		通所型サービスA(独自)A6	
単価	(月額報酬) ・通所型独自サービス1 ※事業対象者・要支援1 ※週1回程度	1,655単位/月	(月額報酬) ・通所型サービスA1 ※事業対象者・要支援1 ※週1回程度	1,324単位/月
	・通所型独自サービス2 ※事業対象者・要支援2 ※週2回程度	3,393単位/月	・通所型サービスA2 ※事業対象者・要支援2 ※週2回程度	2,714単位/月
			・通所型サービスA3 ※事業対象者・要支援2 ※週1回程度	1,357単位/月

通所型サービス(令和元年10月以降の単価等)

	通所介護相当サービス(独自)A6		通所型サービスA(独自)A6	
主な 加算 減算	・若年性認知症加算	240単位/月	・若年性認知症加算	—
	・生活機能向上グループ加算	100単位/月	・生活機能向上グループ加算	100単位/月
	・運動器機能向上加算	225単位/月	・運動器機能向上加算	225単位/月
	・栄養改善加算	150単位/月	・栄養改善加算	150単位/月
	・口腔機能向上加算	150単位/月	・口腔機能向上加算	150単位/月
	・選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480単位/月	・選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480単位/月
	・選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700単位/月	・選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700単位/月
	・事業所評価加算	120単位/月	・事業所評価加算	—
	・サービス提供体制強化加算	国基準	・サービス提供体制強化加算	国、市基準
	・生活機能向上連携加算	200単位/月	・生活機能向上連携加算	200単位/月
	運動器機能向上加算を算定	100単位/月	運動器機能向上加算を算定	100単位/月
	・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	5単位/回	・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	5単位/回
	・介護職員処遇改善加算	単位数×一定割合	・介護職員処遇改善加算	単位数×一定割合
	・介護職員等特定処遇改善加算	単位数×一定割合	・介護職員等特定処遇改善加算	単位数×一定割合
	・同一建物減算1	376単位/月	・A1同一建物減算	376単位/月
	・同一建物減算2	752単位/月	・A2同一建物減算	752単位/月
			・A3同一建物減算	376単位/月
1単位 あたり	その他地域(1単位=10円)		その他地域(1単位=10円)	

2. サービス対象者の考え方等 について

訪問型・通所型サービス利用の流れ

 要支援1・2、事業対象者

サービス利用にあたり、認知症等の症状や医療依存度が高いことで、専門的支援が必要か？

はい

いいえ

サービス利用にあたり、身体介護（※「自立生活支援のための見守りの援助」を含む）が必要か？

はい

いいえ

- ・訪問介護相当サービス（身体介護・生活援助）
- ・通所介護相当サービス

- ・訪問型サービスA（生活援助のみ）
- ・通所型サービスA

訪問介護・通所介護相当サービス対象者

訪問介護・通所介護相当サービス対象者	状態像(例)
入浴介助等の身体介護が必要な方	<p>○入浴や歩行等に身体介護が必要な方</p> <p>※身体介護には、「自立生活支援のための見守りの援助」は含まれる。但し、自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りであり、単なる見守り、声かけは含まない。なお、「自立生活支援のための見守りの援助」を行う場合は、専門的な視点から支援内容・期間の設定を行うこと。</p>
認知症等の症状がある方	<p>○認知症(認知度Ⅱ以上を想定、主治医意見書や調査票等に基づいて判断)により、日常生活に支障のある方</p> <p>○なお、認知症以外の精神疾患や知的障害等についても同様に判断</p>
医療依存度の高い方	<p>○本人が行う医療的な処置(在宅酸素、インスリン注射、ストマー管理等)に対して見守り等が必要な方</p> <p>○医師の指示のもと、流動食や糖尿病食等の特別食(医療食及び治療食)の調理が必要な方</p> <p>○退院直後で状態が不安定な方</p>